横須賀地区トンネル改修

老朽化したトンネルを改修し、円滑かつ安全な交通を確保します。

横須賀市内の国道16号には、開通してから50年以上経過したトンネルが多数（16箇所中15箇所）存在し、老朽化が進行しているとともに内空が狭く、高さ制限を設定している状況です。

横須賀地区トンネル改修は、このようなトンネル群について、改修整備を行い交通の安全性の確保や円滑化を図るものです。

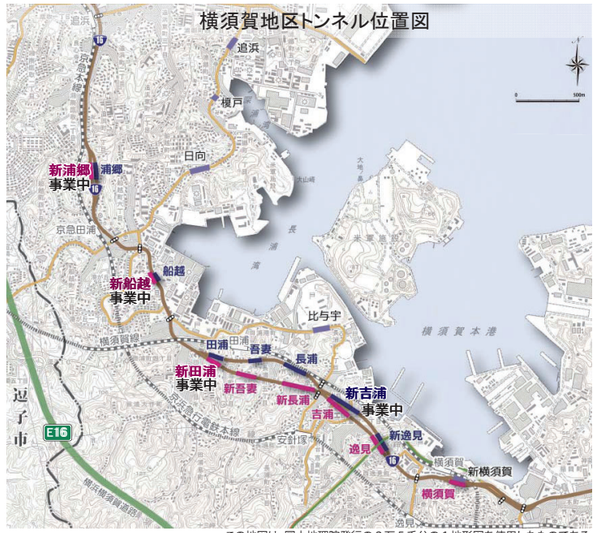

この地図は、国土地理院発行の２万５千分の１地形図を使用したものである。

現況

改修イメージ

全てのトンネルにおいて、必要な幅員を確保し、高さ制限を解除します。

■計画の概要

計画区間	横須賀市吉倉町１丁目～ 横須賀市追浜町１丁目
対　　象	トンネル　4箇所

令和5年度の事業

調査設計を推進します。

橋梁耐震補強の対策

高速道路や直轄国道において、大規模地震の発生に備え、落橋・倒壊の防止対策に加え、路面に大きな段差が生じないよう、支承の補強や交換等を行う対策をしていきます。

橋梁耐震補強の実施事例

■落橋防止対策

国道246号山北跨線橋

■変位制限装置

国道246号山北跨線橋

■支承補強（せん断ストッパー）

国道246号鶴間高架橋

■下部工補強（コンクリート巻立て）

国道15号旭高架橋

法面対策、盛土補強

道路法面や盛土箇所など、災害や第三者被害につながるおそれのある箇所について、異常の有無などを確認するための点検や補強工事などの対策を実施をしていきます。

法面対策の実施状況

■トンネル坑口上部への落石防護柵設置

国道16号 横須賀市田浦町

■モルタル吹付けによる法面風化・浸食対策

横浜市金沢区能見台付近

特殊車両通行許可

特車許可の迅速化

一定の大きさや重さを超える車両（特殊車両）の通行には、あらかじめ道路管理者の許可が必要となります。

令和元年度より、特車オンライン申請における一元化の実施がなされ、申請期間の短縮を図っています。また、重要物流道路における国際海上コンテナ（40ff背高）の特殊車両通行許可の不要区間の運用も開始され、機動的な輸送ができるようになりました。

申請窓口：交通対策課特殊車両係　045-316-3571
オンライン申請　http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

違反車両の取締り

道路インフラの老朽化対策に力を入れていますが、建設後50年を経過する橋梁の割合が増加し、今後さらに老朽化が進むなか、道路橋の老朽化に拍車をかけているのは、重量を違法に超過した大型車両であり、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。

道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、違反車両の取締りを実施しています。

取締り状況(高さ計測)

道路占用許可

道路占用

道路上に電柱などを設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この道路の占用は地上に施設を設置する場合だけでなく、電気・電話・ガス・上下水道などの管路を道路の地下に埋設する場合や、道路の上空に看板を突き出して設置する場合なども含まれます。

道路占用許可

「道路の占用」をするためには、道路を管理している「道路管理者」の許可を受ける必要があります。（道路法第32条）

占用の許可を受けた場合には、「占用料」が発生します。（道路法第39条）

不法占用物件に対する指導状況